



税関で没収!? 模倣品にご注意!

海外ブランド品の模倣品(コピー品)に関する相談が寄せられています。

問合 消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎753・5555

相談

ネットの大手通販サイト内のショップで、ブランドのスニーカーが格安だったのでクレジットカード決済で注文した。ところが、税関で模倣品と判断され没収されてしまった。ショップとは連絡が取れず、どうしたらいいのかわからない。

個人が使用する物であっても海外の業者から購入した商品が模倣品の場合は輸入することはできません。税関で模倣品の疑いがあると、模倣品かどうかを判断する「認定手続」が開始され、消費者には「認定手続開始通知書」が届きます。模倣品と認定されると税関に没収されます。没収されても税関による補償はないため、返金は販売業者と交渉することになります。

相談者には、クレジットカード会社にカードの利用停止と返金手続きをしてもらえるか相談することと、通販サイトに商品が届かないときの補償制度があるか確認するよう助言しました。結果、後日通販サイトから返金があったと連絡がありました。

模倣品に関しては「商品が届いたが偽物だった」という相談がほとんどです。業者から「返品すれば返金する」と言われても、模倣品は輸出も禁止されているため、返送すると税関で差し止められる恐れがあります。また、このような業者のショップは詐欺サイトと思われるので返金を求めるのは困難です。

このようなサイトには以下のような特徴があります。

- 価格が通常より極端に安い
- 市場で入手困難な商品なのに在庫がある
- 業者の名称・住所・電話番号がサイト内に記載されていない(記載されていても虚偽の場合がある)
- クレジットカードで決済できると書かれているのに、代引きや銀行振り込みしか選択できない

購入前にしっかりと確認し、少しでも怪しいと思ったら取引しないようにしましょう。



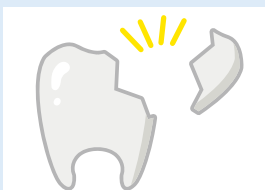
健康相談



池田市歯科医師会 検索



歯が折れたのですが、折れた破片を取り除いて治療することになりました。折れた歯の破片を元の歯にくっつけて治すことはできないのでしょうか?



折れた歯の破片を元の歯に接着させるのは難しく、どうしても希望するのであれば自費治療となります。

保険治療ではできません。折れた歯の破片は取り除き治療することになります。折れている場所が浅く小さい場合は樹脂(レジン)を詰める治療となり、ある程度深く大きい場合はかぶせ(クラウン)での治療となります。歯の神経を取る(抜髄)などの処置が必要となる場合もあります。さらに歯根が深くまで折れている場合などは、歯を残すことはできません。残念ながら抜歯となります。